

「相模川ふれあい懇談会」 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「相模川ふれあい懇談会」(以下「懇談会」という)とする。

(目的)

第2条 懇談会は、あらゆる人が、自由に参加し、幅広く意見を述べる事が出来る場として設置し、相模川水系をより良い河川にしていくことに資することを目的とする。

(役員)

第3条 懇談会には、役員として会長、副会長及び世話役を置くものとする。

- 2 会長は、懇談会の進行等にあたる。
- 3 会長は、必要に応じ学識者を招聘することができるものとする。
- 4 副会長は、会長の補佐にあたり、会長不在の場合は、会長代理ができるものとする。
- 5 世話役は、相模川水系をフィールドに活動している NPO 法人、市民団体の代表、学識者及び流域行政代表者から構成する。
- 6 世話役は、継続的に懇談会に出席し、事務局との連絡調整や運営補助を行うものとする。
- 7 上記役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(事務局)

第4条 懇談会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所計画課、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。開催にあたっては、京浜河川事務所長、河川課長が通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規約に定めるものの他は、その都度、会長及び世話役に諮り定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成20年12月7日より施行する。

この規約は、平成26年6月30日より施行する。